

佐賀市立金泉中学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

携帯電話等の所持やコミュニケーション能力の不足などにより、子ども同士のトラブルがかいま見える。特に、いじめは子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自死、殺人などの重大な事案を引き起こす背景となる深刻な問題であることを十分認識しておく必要がある。

我々教職員は、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりえるものである、という基本的な考え方に立って、生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、佐賀市立金泉中学校いじめ防止基本方針を定める。

2 基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

- (1) 生徒は、学校の内外を問わず、いじめを行ってはならない。
- (2) 金泉中学校教職員は、いじめは人として絶対に許されない、という人権尊重の精神を生徒はもちろんのこと、保護者や地域住民にも伝えていく必要がある。
- (3) 金泉中学校教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、関係機関・団体等との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、早期対応に全力を挙げて取り組むものとする。
- (4) いじめ及びいじめの疑いがあるときは、適切かつ迅速に対処して解決を図り、再発防止に努める。

3 未然防止の取組

- (1) すべての教育活動を通して、心の通い合うコミュニケーション能力を育むとともに、道徳教育や人権・同和教育を推進しながら他人を思いやる心を育てる。
- (2) 授業や行事、体験活動に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくりを行い、生徒とコミュニケーションをとる場面を多く設け、生徒が気兼ねなくいつでも相談できる機会をつくる。
- (3) 「いじめを絶対許さない」という強い決意をもち、日頃から生徒・教師・保護者間の信頼関係を構築し、相談しやすい環境を整える。
- (4) 集団の一員としての自覚を育むことで、互いを認め、支えあう学校風土をつくる。
- (5) 教職員の言動が生徒を傷つけたりすることのないように、指導・支援の在り方に細心の注意を払う。
- (6) 「生徒指導部会」や「生徒指導協議会」等において、指導・支援を要する生徒に関する情報交換を行い、その対応について協議する。

- (7) スクールカウンセラーやスクールサポーター、生徒指導支援員及び別室対応支援員等と十分な連携を図りながら、継続的な対応を行えるよう環境を整える。
- (8) いじめ防止等に関する校内研修の充実を図り、教職員の指導力及び実践力の向上に努める。
- (9) 別紙いじめ防止に関する全体計画に基づく取組を進めるとともに、生徒の変化を見逃さないよう全職員で取り組んでいく。

4 早期発見の取組

- (1) 軽微な兆候であってもいじめではないかとの危機意識を持って当たるなど、いじめを積極的に発見するよう努める。
- (2) いじめの兆候を察した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、その情報を共有して、迅速な対応に努める。
- (3) 生徒とふれあう時間を確保するように努め、生徒の変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (4) 定期的なアンケートや教育相談の実施、小中連携による情報共有、家庭や地域からの情報提供等により、いじめの実態把握が行われやすい体制づくりに努める。

5 事案への対応

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合、速やかに組織的に対応し、適切な初期対応に努め早期解決・再発防止を図る。
- (2) 被害生徒の保護・支援に当たるとともに、加害生徒にも教育的配慮の下で毅然とした態度で指導する。
- (3) 全教職員の共通理解、保護者への連絡、佐賀市教育委員会への報告、関係機関・専門機関への相談・通報等を速やかに行う。

6 ネットいじめに対する対応

- (1) ネットいじめの現状と対策に関する研修をもち、教職員のいじめに対する対応力を高める。
- (2) 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の問題点について、生徒の理解を深める。
- (3) 学校ホームページや保護者向けの文書・リーフレットなど、様々な方法や機会を活用して生徒や保護者への啓発活動を行う。
- (4) ネットいじめを発見した場合、情報削除や発信者への対応など適切かつ迅速に対応する。必要に応じて警察署等の外部機関と連携して対応する。

7 重大事案への対応

- (1) 直ちに佐賀市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等に通報・相談しながら連携を進める。
- (2) 佐賀市教育委員会と協議の上、「いじめ防止対策拡大委員会」を設置し、事実関係を明確にするために調査を実施する。
- (3) 被害生徒の保護とケアを最優先するとともに、加害生徒に対して、教育的配慮のもとで適切な指導・支援に当たる。

- (4) 事案にかかる調査結果については、個人情報保護に十分に配慮しながら、関係の生徒・保護者への適切な情報提供を行うとともに、問題解決のために有効に調査結果を活用する。

8 その他

平成26年5月1日 策定

平成26年6月17日 一部改訂

(3 未然防止の取組 (9)を改訂、別紙「いじめ防止に関する全体計画」を追加)

平成26年6月24日 一部改訂

(2 基本的な考え方に「いじめ」の定義を加筆)